

## 民主党目を守る議員連盟設立総会 次第

平成22年11月25日(木) 11:00~12:00

民主党C会議室

1. 開会挨拶
2. 呼びかけ人代表挨拶
3. 役員人事および規約の承認
4. 賛同団体代表挨拶  
社団法人日本眼科医会 高野繁 会長  
財団法人日本眼科学会 根木昭 理事長  
社団法人日本視能訓練士協会 臼井千恵 会長
5. 講演  
演題：「視力再生の科学」  
講師：慶應義塾大学医学部眼科学教室 坪田一男 教授
6. 質疑応答
7. 閉会挨拶

## 「民主党目を守る議員連盟」設立趣意書

人間は外界からの情報の 8 割を視覚から得ていると言われており、視覚障害は日常生活機能およびQOLの損失につながります。わが国には視覚障害を持つ患者が約 164 万人いると推定されており、高齢化社会の進行に伴って今後更に増加することが見込まれます。視覚障害を持った方々への国としての対応は当然必要ですが、視覚障害の疾病負担は医療費にとどまらず、雇用の低下、ケアをする家族の負担など多大なる負荷をもたらします。いったん視覚障害に陥るとこれを治療・回復することが難しいケースが多く、予防や早期発見のための健診が大変重要です。眼科健診プログラムに要する費用は低額であり、成人を対象とした定期的な眼科健診プログラムにより視覚障害の予防を行うことは、国民福祉にとって合理的なことといえます。

また、眼科健診プログラムは、眼自体の疾患・障害の予防に役立つだけでなく、成人病やメタボリック症候群の早期発見・早期治療に極めて有効です。例えば、眼底写真を撮影することにより、糖尿病・高血圧・動脈硬化の予兆を発見することができ、脳梗塞・狭心症・心筋梗塞といった疾患の予防にもつながります。

しかし、現状では公的な眼科健診プログラムは未整備であり、一部の自治体で実施されているにすぎません。しかも、健診の対象および方法は実施自治体によってまちまちであり、統一的な指針が存在していません。

公的な眼科健診プログラムを全国的に導入することにより国民の「目を守る」ことは、医療費および社会的なケアのためのコストの低減、さらに国民全体の幸福と安全につながる「投資」であると考え、医療関係各団体などの協力のもと、これを推進するために民主党目を守る議員連盟を設立いたします。

議員各位におかれましては、是非ともご参加を賜りたく、お願い申し上げます。

平成 22 年 11 月吉日

【呼びかけ人】 中井 洽 藤村 修 城島 光力 三井 辨雄 山井 和則  
櫻井 充 樋高 剛 広野ただし 笠 浩史 山根 隆治  
階 猛 梅村 聡 山崎 摩耶 吉田 統彦

## 「民主党目を守る議員連盟」規約（案）

### 第一条（名称）

本連盟は、「民主党目を守る議員連盟」と称する。

### 第二条（目的）

本連盟は、医療関係各団体などと連携し、眼科医療の充実と発展を推進し、もって国民の健康と福祉の増進することを目的とする。

### 第三条（会員）

本連盟は、前条の目的に賛同する民主党所属衆参両院議員をもって構成する。

### 第四条（役員）

本連盟には、次の役員を置く。

顧問若干名、会長一名、副会長若干名、幹事長一名、幹事若干名、事務局長一名、事務局長代理一名

### 第五条（総会）

本連盟の総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

### 第六条（事業）

本連盟は、第二条の目的を達成するための事業を行う。

### 第七条（会費）

本連盟の経費は、会費をもってこれに充てる。会費は月額 200 円とし、議員歳費より徴収する。

### 第八条（その他）

本連盟の運営に必要な事項は役員において協議し、その同意をもって実施するものとする。

### 第九条（施行）

本規約は、本連盟の設立総会の日より施行する。

以上